第82回国民スポーツ大会
東御市準備委員会

第２回総会

日時　令和７年７月30日（水）午後３時

場所　東御市中央公民館　３階　講堂

第 82 回国民スポーツ大会

東御市準備委員会 第２回総会 次第

１　開　会

２　あいさつ

３　報　告

報告第１号　準備委員会委員、役員等の変更について

報告第２号　第 82 回国民スポーツ大会開催地及び会期の正式決定について

報告第３号　第１回及び第２回常任委員会における決定（審議）事項について

４　議　事

議案第１号　令和６年度事業報告及び決算報告について

議案第２号　令和７年度事業計画及び予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第３号　東御市準備委員会から東御市実行委員会への移行（案）について

５　その他　　ＳＡＧＡ２０２４国スポ行政視察の報告について

６　閉　会

≪終了後引き続き、東御市実行委員会第１回総会を開催します。≫

【報告第１号】

準備委員会委員、役員等の変更について

東御市準備委員会の委員等の変更について、第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会会則第８条第３号の規定により報告する。

役職名 所属機関・団体	新任者（R7）	前任者（R6）	備考
副会長 東御市議会議長	山崎　康一	中村　眞一	交代
副会長 東御市副市長	掛川　卓男	田丸　基廣	交代
常任委員 東御市議会副議長	大塚　博文	田中　信寿	交代
常任委員 東御市議会総務産業委員会	田中　信寿	花岡　豊一	交代
常任委員 東御市議会社会文教委員会	滝澤　栄一	髙木　真由美	交代
常任委員 上田警察署	北原　研一	柏木　隆	交代
常任委員 東御市校長会	小林　和彦	鹿取　ちか	交代
常任委員 長野県東御清翔高等学校	倉石　仁志	依田　健	交代
常任委員 東御市医人会（医科）	春原　久幸	関　　健	交代
常任委員 東御市区長会	小西　哉	井戸田　弘	交代
常任委員 東御市総務部	井上　祐一	山田　正仁	交代
常任委員 東御市企画振興部	中村　昌彦	井上　祐一	交代
常任委員 東御市教育委員会事務局	滝澤　嘉紀	深井　芳信	交代
委員 長野県上田地域振興局	合津　俊雄	柳沢　由里	交代
委員 長野県上田建設事務所	片桐　剛	中島　俊一	交代
委員 一般社団法人 Sany TOMI	渡邊　真也	篠原　博文	交代
委員 長野救命医療専門学校	山﨑　絵美子	佐々木　大	交代
委員 東御市建設業協会	木村　啓二	荻原　猛	交代
委員 株式会社信州東御市振興公社	滝澤　謙一郎	掛川　卓男	交代
委員 東日本旅客鉄道株式会社上田駅	矢彦沢　重行	原　　道明	交代

役職名 所属機関・団体	新任者（R7）	前任者（R6）	備考
委員 一般社団法人上田小県歯科医師会	中村　隆	大野　秀徳	交代
委員 東御市医人会（歯科）	南里　熙	小林　正悟	交代
委員 公益社団法人上田地域シルバー人材センター東御支所	日比　治	斎藤　加之	交代
委員 東御ライオンズクラブ	成山　喜枝	小山　裕里	交代
委員 東御市ＰＴＡ連合会	野中　祐二	柳沢　久美香	交代
顧問 東御市議会	髙木　真由美 花岡　豊一 小林　祐一 佐藤　裕太	大塚　博文 滝澤　栄一 依田　俊良 中村　眞一	交代
顧問 東御市教育委員会	富岡　志津子		新任

【報告第２号】

第８２回国民スポーツ大会開催地及び会期の正式決定について

令和７年７月 16 日付けで、公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣の連名により、国民スポーツ大会開催決定の通知があったことから、開催地及び会期について次のとおり報告する。

１　第 82 回国民スポーツ大会

⑴ 令和 10 年（2028）の第 82 回国民スポーツ大会は、「長野県」で開催する。

⑵ 会期は、令和 10 年 10 月 1 日（日）から 10 月 11 日（水）までの 11 日間とする。

第７回 JSPO 国スポ発第 37 号
７ ス 庁 第 ６１６ 号

国民スポーツ大会開催決定書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
会 長 阿 部 守 一 様

長野県知事 阿 部 守 一 様

長 野 県 教 育 委 員 会
教育長 武 田 育 夫 様

令和 10 年開催の第 82 回国民スポーツ大会冬季大会・本大会の開催地として貴県を決定いたします。

令和７年７月 16 日

公益財団法人 日本スポーツ協会
会 長 遠 藤 利 明

文 部 科 学 大 臣
あ べ 俊 子

【報告第３号】

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会
第１回及び第２回常任委員会における決定（審議）事項について

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会会則第 12 条第８項の規定に基づき、次のとおり報告する。

１ 第１回常任委員会（令和６年６月６日　午後２時）

〇東御市開催推進総合計画

〇東御市準備委員会専門部会規程

〇東御市準備委員会専門部会構成

２ 第２回常任委員会（令和７年７月３０日　午後２時）

〇東御市広報基本計画

〇東御市市民協働基本計画

〇東御市歓迎・おもてなし基本計画

〇東御市競技運営基本計画

〇東御市施設整備基本計画

〇東御市式典基本計画

〇東御市リハーサル大会開催基本計画

〇東御市輸送・交通基本計画

〇東御市警備・消防防災基本計画

〇東御市宿泊基本計画

〇東御市医事・衛生基本計画

〇専門委員会構成組織の一部変更

第１回及び第２回常任委員会決定（審議）事項 概要

【第１回常任委員会】

〇東御市開催推進総合計画 ・・・

大会の成功に向け、長野県、各競技団体及びその他関係団体と連携を図り、市民の総力を結集し、本市が目指す「人と自然にやさしい豊かな暮らしを実感できるまち　とうみ」につながる大会となるよう、東御市開催基本方針に沿った総合計画とする。

〇東御市準備委員会専門部会規程 ・・・

常任委員会から付託又は委任された専門的事項を調査、審議するとともに、関連部署との調整を図ることを目的とし、東御市準備委員会会則第 12 条第６項３号の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を規程する。

以下、四つの専門部会を設置

- 総務企画専門部会
- 競技式典専門部会
- 宿泊衛生専門部会
- 輸送交通専門部会

【第２回常任委員会】

〇東御市広報基本計画　・・・

大会の開催を多様な媒体を活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の多彩な魅力を広く全国に発信するための計画とする。

主な取組として

・ポスター・パンフレット、ＰＲ広報誌の作成

・ホームページ等インターネットによる情報発信

・大会の報告書作成

〇東御市市民協働基本計画　・・・

大会の成功に向け、市民総参加で魅力ある大会にするとともに、大会終了後も地域の活性化につながる大会とするための計画とする。

主な取組として

・ボランティアの参加促進

・花いっぱい運動やクリーンアップ活動の実施

〇東御市歓迎・おもてなし基本計画　・・・

大会に参加する全ての関係者、一般観覧者等を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を広く紹介し、大会終了後も訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供するための計画とする。

主な取組として

・歓迎装飾の実施

・案内所、休憩所及び売店の設置

・接遇意識の高揚

〇東御市競技運営基本計画　・・・

大会に参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、競技会の円滑な運営を図るとともに、効率的な競技運営を行うための計画とする。

主な取組として

・競技会の運営

・競技用具の整備

・競技記録の収集及び速報

〇東御市施設整備基本計画　・・・

大会の施設整備について、既存施設の有効活用に努めるとともに、大会終了後の施設利用も視野に整備を行うための計画とする。

主な取組として

・競技施設や練習会場の整備

・観客席等の臨時仮設物の整備

・臨時駐車場の整備

〇東御市式典基本計画　・・・

大会の式典について、各関係団体等と協議し、競技運営に支障のない創意工夫をこらした温かみのある式典とするための計画とする。

主な取組として

・各競技会の開始式

・各競技会の表彰式

〇東御市リハーサル大会開催基本計画・・・

大会のリハーサル大会開催について、関係機関、関係団体と連携し、競技会運営能力の向上及び市民の大会に対する関心を高めるための計画とする。

主な取組として

・リハーサル大会の運営全般に関すること

〇東御市輸送・交通基本計画　・・・

　大会に参加する全ての関係者の輸送交通については、交通事情を勘案し交通事業者その他関係機関との連携により、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全かつ効率的な輸送を行うための計画とする。

　主な取り組みとして

・輸送・交通対策（計画輸送、交通規制、交通誘導）

・駐車場対策（駐車場の確保と利用）

〇東御市警備・消防防災基本計画　・・・

　大会の警備・消防防災対策について、関係機関、関係団体等との緊密な連携のもと、大会に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営を行うための計画とする

　主な取り組みとして

・警備、消防防災対策

・大規模災害・突発重大事案対策

〇東御市宿泊基本計画　・・・

　大会に参加する全ての関係者を温かくお迎えし、宿泊施設、関係団体との連携により、安全で快適な宿舎の確保を図るための計画とする。

　主な取組として

・宿舎の確保及び配宿

・食事の支給斡旋

〇東御市医事・衛生基本計画　・・・

　大会に携わる全ての方の安全を確保し、快適な環境のもと試合や観戦ができるよう、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制、防疫対策
の確立に努め、食品衛生や環境衛生に配慮した計画とする。

　主な取組として

・医療救護及び防疫体制の整備

・食品環境衛生面の対策

第 82 回国民スポーツ大会東御市開催推進総合計画

第 82 回国民スポーツ大会の成功に向け、長野県、各競技団体及びその他関係団体と連携を図り、市民の総力を結集して、本市の目指す将来像である「人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」につながる大会となるよう、東御市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

１　基本方針

（１）総務企画

長野県、各競技団体及びその他関係団体と連携のもと、円滑な大　会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（２）財務

長野県との連携、相互協力のもと創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（３）広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広　報活動を積極的に展開するとともに、本市を訪れる方々に豊かな自然や歴史、文化、食など地域資源の魅力を全国に発信する。

（４）市民協働

市民一人一人が大会の開催等に向けて、積極的に参加する機運を高め、様々な形で参画することで、大会を盛り上げていく。

（５）歓迎、おもてなし

選手、監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かく迎え、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（６）競技

長野県、各競技団体及びその他関係団体と連携のもと、競技会の　円滑な運営を図り、競技に必要な用具等については、既存のものを活用するなど効率的に運営を行う。

（７）式典

表彰式等は、関係者と十分協議を行い、簡素、効率化を図りつつも、創意工夫をこらした温かみのある式典の運営に努める。

（８）施設

国民スポーツ大会競技施設基準に基づき、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図るとともに、大会終了後の施設利用も視野に入れた整備を行う。

（9）宿泊、観光

選手、監督をはじめ本市を訪れる方々を温かく迎え、豊かな自然環境や歴史、文化など地域資源に触れていただく機会を提供し、観光の振興を図る。

（10）医事、衛生

大会に携わるすべての方々の安全を確保し、快適な環境のもと大会を開催するため、食品衛生や環境衛生に配慮するとともに防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

（11）輸送、交通

公共交通機関の利用を促進するとともに、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保や輸送、交通体制の確立を図る。

（12）警備、消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や、非常時におけ　る緊急対応策を講じるため、警察や消防、その他関係機関と連携しながら、警備、消防防災体制の確立を図る。

2　年次計画

第 82 回国民スポーツ大会開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。※別表略

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会
専門部会規程

（趣旨）

第１条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要及び計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会会則（令和６年３月 27 日施行）第 13 条第３項の規定に基づき設置する第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第２条 専門部会の名称及び第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第３条　各専門部会に次の役員を置く。

部会長　　１名

副部会長　若干名

（役員の選任）

第４条 部会長及び副部会長は、専門部会委員の中から第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会会長が委嘱する。

（役員の職務）

第５条　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

２ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

２　専門部会の議長は、部会長又は部会長が指名した者がこれに当たる。

３ 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。

４ 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５ 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴く

ことができる。

６ 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

（委任）

第７条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和６年６月６日から施行する。

別表（第２条関係）

名称	付　託　事　項	委　任　事　項
総務企画専門部会	１　総務企画に関すること。 ２　財務に関すること。 ３　広報に関すること。 ４　市民協働に関すること。 ５　歓迎及びおもてなしに関すること。 ６　他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門部会	１　競技に関すること。 ２　式典に関すること。 ３　施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門部会	１　宿泊に関すること。 ２　観光に関すること。 ３　医事及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門部会	１　輸送及び交通に関すること。 ２　警備及び消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第82回国民スポーツ大会東御市広報基本計画

１　目的

第82回国民スポーツ大会の開催に対する市民の理解と関心を深め、参加意欲の高揚を図るため、多様な媒体を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、歴史・文化・自然など本市の多彩な魅力を広く全国に発信する。

２　内容

（1）愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称、スローガン等の活用及び普及により、市民への周知を図る。

【主な取組】

ア 愛称、スローガン等の活用及び普及

イ マスコットキャラクターの活用及び普及

（2）印刷物等による広報

愛称、スローガン、マスコットキャラクター等用いた、各種印刷物や啓発用物品を作成する。

【主な取組】

ア 市、関係機関等しの刊行物等への掲載

イ ポスター・パンフット、ＰＲ広報誌の作成

ウ 啓発グッズの作成、配布

（3）メディアによる広報

多様なメディアを活用し、広域的な情報の発信や提供を行う。

【主な取組】

ア 市広報紙「とうみ」やエフエムとうみ「はれラジ」、とうみチャンネルの活用

イ 特設ホームページの開設、ＳＮＳ等、インターネットによる情報発信

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等による広報

（4）イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベントと連携し、効果的な情報発信を行う。

【主な取組】

ア 啓発イベントの開催

イ 市、関係機関、団体等が開催するイベントへの啓発ブースの設置

ウ 市のＰＲ活動との連携

（5）啓発看板等による広報

競技会場や公共施設等に啓発看板等を効果的に設置し、大会開催を広く周知する。

【主な取組】

ア 歓迎看板、バックパネルの設置

イ 横断幕、懸垂幕、のぼり旗の設置

ウ カウントダウンボード、案内板の設置

（6）大会報告書による広報

大会成果を記録にとどめるため、大会報告書等を作成し、スポーツの祭典、一大イベントを後世に伝える。

【主な取組】

ア 大会報告冊子の作成

第82回 国民スポーツ大会東御市市民協働基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」の成功に向け、市民一人一人がそれぞれの立場で積極的に大会に参加する機運を高め、市民総参加で喜びと感動、また交流の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげるものとする。

２　内 容

（1）市民一人一人の力で盛り上げる大会

市民一人一人が、さまざまな形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

ア ボランティアへの参加促進

イ 競技会場における観戦、応援の促進

ウ イベント等の開催

（2）おもてなしの心で迎える大会

全国から訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをすることにより、関わる人々と交流の輪を広げ、本市を再度訪れていただけるような大会とする。

【主な取組】

ア 花いっぱい運動の実施

イ 応援のぼり旗の作成

（3）生涯スポーツに親しむ大会

大会を契機に市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツに親しむきっかけづくりとなる大会とする。

【主な取組】

ア デモンストレーションスポーツへの参加

イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（4）本市の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる方々に大会を通じて、歴史、文化、自然といった魅力に触れてもらうことにより、本市の魅力を全国に発信する大会とする。

【主な取組】

ア 本市の歴史、文化、自然などの魅力発信

イ 本市の観光情報の発信

（5）美しく快適な環境を目指す大会

地域の美化活動や環境への配慮などにより、美しく快適な大会とする。

【主な取組】

ア クリーンアップ活動への参加促進

イ 各競技会場におけるゴミの分別やリサイクルの促進

3 推進方法

市民参加の機会がより広範囲になるよう、従来から実施されている各種市民運動や企業の社会貢献活動など、市民団体、関係機関等と連携し、それぞれの立場に応じて推進すべき事柄を分担し、より多くの市民の理解と参加が得られるよう活動を進める。

各種広報活動等により、市民の参加意欲を高め、市民一人一人の自発的活動を進める。

第82回 国民スポーツ大会 東御市 歓迎･おもてなし基本計画

１　目　的

第82回 国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、その他関係者及び一般観覧者（以下、大会参加者等）の歓迎・おもてなしについては、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに歴史、文化、自然などの多彩な魅力を関係機関や団体等の協力を得て、広く紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供するものとする。

２　内　容

（１）歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（２）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅、その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

（３）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場その他必要な場所に休憩所やふるまいコーナーを設置する。

（４）売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地元物産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関、団体等の協力を得て、競技会場に売店を設置する。

（５）接遇意識の高揚

大会参加者等に対し心のこもったおもてなしを提供できるよう、関係機関や団体等の協力を得て接遇意識の高揚に努める。

（６）情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）が容易に得られるよう、ホームページ、SNS 等のインターネット上における情報発信の推進に努め、併せて観光 PR の充実を図る。

第 82 回 国民スポーツ大会東御市競技運営基本計画

１　目 的

第 82 回国民スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、県、競技団体、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るものとする。競技運営に必要な用具等については、既存のものを活用するなど、効率的な競技運営に努めるものとする。

２　内 容

競技会の運営

県、競技団体、関係団体等と連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む体制づくりを行う。

（１）競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議の上、適正な配置を行う。

（２）競技会場及び練習会場の確保、整備

県、競技団体、施設管理者等と綿密な協議の上、計画的かつ効率的に行う。

（３）競技用具の整備

県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、既存の用具を活用、又は借用するなど競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。

（４）競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係団体等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（５）リハーサル大会の開催

競技会運営能力の向上を図るとともに、両大会に対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係団体等と協力して開催する。

第82回 国民スポーツ大会東御市施設整備基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会の施設整備については、国民スポーツ大会競技施設整備基準に基づき、競技運営に支障のないよう、また、既存施設の有効活用に努めるとともに大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行うものとする。

２　内 容

（1）競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用し、仮設での対応を含め、最小限の整備に留める。

（2）練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用する。

（3）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

（4）仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合に仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

（5）臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会関係者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

第82回 国民スポーツ大会東御市式典基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会の式典については、大会参加者への歓迎や賞賛を表すものとし、県、競技団体、関係団体等と十分に協議し、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

２　内 容

（1）競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めることとする。

（2）表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合えるような競技会の閉式にふさわしいものとする。

３　その他

この計画に定めるもののほか、大会に関するその他の式典については、第82回国民スポーツ大会長野県開催準備委員会が主体となって実施する。

第82回 国民スポーツ大会リハーサル大会開催基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会に備え、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の大会に対する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげる。

２ リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

３ リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として大会に準じて実施するものとし、目的や実情に応じて必要最小限の経費で、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

４　内 容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営が円滑に進むよう、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

ア 競技運営の主管は、競技団体とし、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報については、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（3）施 設

リハーサル大会で使用する施設は、本大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り本大会と同じ条件により行う。

大会運営に必要な仮設施設は、県、競技団体、施設管理者等と十分協議の上で整備する。

（4）競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

（5）式 典

閉会式及び表彰式は、競技団体等と協議の上、必要に応じて競技運営に支障のないよう実施する。

（6）広報・市民協働

大会に対する市民の関心や理解を深め、市民総参加の機運醸成を図るため、各種広報活動や市民運動を展開する。

（7）歓迎・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等を温かく迎えるため、必要に応じて、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信や提供、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

（8）宿 泊

リハーサル大会参加者が開催期間中、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

（9）医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに清潔で快適な環境整備に努める。

（10）輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、既存の公共交通機関を利用するが、公共交通機関の状況や競技の特殊性等を勘案し、必要に応じて計画輸送を行う。

（11）警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や非常時における緊急対策を講じるため、警察、消防及びその他関係機関と連携し、迅速に対応できるよう努める。

第82回 国民スポーツ大会東御市輸送・交通基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、その他関係者及び一般観覧者の輸送交通については、交通事情を勘案し交通事業者その他関係機関との連携により、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

２　内 容

（１）輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けた上で計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町村間の輸送

他市町村と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町村と協議の上、別に定める。

（２）交通対策

ア 交通規制

大会参加者やその他関係者及び一般観覧者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関等と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の誘導

大会参加者やその他関係者及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出し、必要に応じて誘導員を配置する。

（3）駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場係の配置や臨時駐車場の整備を検討するとともに、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場利用については、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、一般車両と容易に区別できるよう、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

（4）環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用を推進する。

第82回 国民スポーツ大会東御市警備・消防防災基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会における警備・消防防災対策については、関係機関、関係団体等との緊密な連携のもと、大会に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営を行うものとする。

２　内 容

（1）警備対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）における事故及び事件の防止を重点とした適切な対策を講じる。

イ 大会期間中は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（2）消防防災対策

ア 競技会場等の火災、その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火、防災に対する意識の向上を図る。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

東御市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

（4）関係機関との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携のもと、連絡体制を確立する。

第82回 国民スポーツ大会東御市宿泊基本計画

１　目 的

第82回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者をはじめ東御市を訪れる全ての方々を温かくお迎えし、宿泊施設、関係団体との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れを行うものとする。

２　内 容

（1）宿 舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内および隣接する市町村の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館を言う。以下同じ）を利用する。

イ 市内の宿泊施設だけで大会参加者を収容することは困難であるため、県、関係機関、関係団体等と協議の上、隣接する市町村の旅館等を利用する。

ウ　風紀上、衛生上及び安全対策上、支障があると認められる宿舎は利用しない。

（2）配 宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割当てる。

ウ 役員、視察員、報道員の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

（3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食 事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。なお、昼食（弁当）の調達については、県の指導に基づき、支給・斡旋を行う。

第82回 国民スポーツ大会東御市医事・衛生基本計画

１　目的

第82回国民スポーツ大会に係る医事衛生については、参加する選手、監督、役員をはじめ大会に携わるすべての方々（以下「大会参加者等」という）の安全を確保し、快適な環境のもと、試合やレースの観戦ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制、防疫対策の確立に努め、食品衛生や環境衛生に配慮する。

２　内 容

（1）医療救護

ア 大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

イ　救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

（2）防 疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行い、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努め、環境衛生に対する意識の向上を図る。

専門委員会構成組織の一部変更について

団体及び組織名	新専門委員会	旧専門委員会	変更理由
総務部消防課	輸送交通部会	総務企画部会	消防業務が輸送交通部会に属するため
緑のサポーター運営委員会	総務企画部会	競技式典部会	歓迎装飾（花いっぱい運動）が総務企画部会に属するため
東御市ボランティア連絡協議会	総務企画部会	競技式典部会	市民協働が総務企画部会に属するため

≪参考：第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会専門部会規程≫

別表（第２条関係）

名称	付　託　事　項	委　任　事　項
総務企画専門部会	1　総務企画に関すること。 2　財務に関すること。 3　広報に関すること。 4　市民協働に関すること。 5　歓迎及びおもてなしに関すること。 6　他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門部会	1　競技に関すること。 2　式典に関すること。 3　施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門部会	1　宿泊に関すること。 2　観光に関すること。 3　医事及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門部会	1　輸送及び交通に関すること。 2　警備及び消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

【議案第１号】

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会　令和６年度事業報告について

１ 諸会議の開催

⑴ 設立総会 令和６年３月 27 日（水） 東御市中央公民館　３階　講堂
⑵ 第１回総会 令和６年３月 27 日（水） 東御市中央公民館　３階　講堂
⑶ 第１回常任委員会 令和６年６月６日（木） 東御市役所　全員協議会室
⑷ 第１回総務企画専門部会 令和６年８月 21 日（水） 市役所全員協議会室
⑸ 第１回競技式典専門部会 令和６年８月 21 日（水） 市役所全員協議会室
⑹ 第１回輸送交通専門部会 令和６年８月 23 日（金） 勤労者会館大会議室
⑸ 第１回宿泊衛生専門部会 令和６年８月 23 日（金） 勤労者会館大会議室

２ 先催地の行政視察における調査

◇ハンドボールリハーサル大会
（ジャパンオープンハンドボールトーナメント）
⑴ 視察会場 プロシードアリーナ HIKONE（滋賀県彦根市）
彦総グリーンアリーナ（滋賀県彦根市）
あづちマリエート（滋賀県近江八幡市）
⑵ 視察日時 令和６年８月８日（木）～９日（金）
⑶ 視察人員 職員３名
⑷ 視察目的 ハンドボール競技運営、会場レイアウト等の確認、聞き取り

◇ボクシングリハーサル大会
（全日本社会人ボクシング選手権大会・全日本女子ジュニアボクシング選手権大会）
⑴ 視察会場 能登川アリーナ（滋賀県東近江市）
やわらぎホール（滋賀県東近江市）計量検査会場
⑵ 視察日時 令和６年 12 月 19 日（木）～20 日（金）
⑶ 視察人員 職員３名
⑷ 視察目的 ボクシング競技運営、会場レイアウト等の確認、聞き取り

◇２０２４ＳＡＧＡ国スポ（※ボクシング競技開催なし）

⑴ 視察会場 神崎中央公園体育館（佐賀県神崎市）
神崎高等学校体育館（佐賀県神崎市）
トヨタ紡織九州クレインアリーナ（佐賀県神崎市）
小城のりスポーツセンター（佐賀県小城市）
吉野ケ里町文化体育館（佐賀県吉野ケ里町）

⑵ 視察日時 令和６年 10 月 10 日（水）～12 日（土）

⑶ 視察人員 職員４名

⑷ 視察目的 ハンドボール競技運営、会場レイアウト等の確認、聞き取り

３ 関係機関及び関係団体との連絡調整

⑴第 82 回国民スポーツ大会市町村・競技団体調整会議
日程/場所 令和６年６月５日（水） / 長野県庁
会議内容 開催準備スケジュール確認、各計画説明、調査物説明、

⑵ ハンドボール競技第１回連絡調整会議
日程/場所 令和６年８月 27 日（火） / 千曲市戸倉体育館
会議内容 各市提出案件、リハーサル大会視察情報交換、千曲市会場視察

⑶ ハンドボール競技会場確認
日程/場所 令和６年 11 月 21 日（木） / 中央公園第１体育館
内容 東御市会場の確認

令和6年度　第82回　国民スポーツ大会
東御市準備委員会　決算書

歳入	800,000
歳出	729,595
差引	70,405

（次年度繰越金）

収　入　　（円）

科　目	予算額	決算額	差引	備考
01市負担金	800,000	800,000	0	市負担金
02雑収入	1	0	△ 1	貯金利息
合計	**800,001**	**800,000**	**△ 1**	

支　出　　（円）

科　目	予算額	決算額	差引	備考
総務費	**120,000**	**196,250**	**76,250**	
10需用費	10,000	33,380	23,380	消耗品等
11役務費	10,000	3,370	△ 6,630	振込手数料
17備品購入費	100,000	159,500	59,500	事務用PC等
開催推進費	**680,001**	**533,345**	**△ 146,656**	
08旅費	680,001	533,345	△ 146,656	先催県行政視察
合　計	**800,001**	**729,595**	**△ 70,406**	

監査報告

令和６年度　第８２回国民スポーツ大会東御市準備委員会会計における収入・支出決算について、関係書類等を監査したところ、適正に処理されていたことを認めましたので報告いたします。

令和７年４月２３日

監事　川林正樹　印

監事　上原代夫　上原

【議案第２号】

令和７年度事業計画及び予算の専決処分の承認を求めることについて

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会会則第１４条第１項の規定により、令和７年４月１日下記のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会
令和７年度事業計画

１ 諸会議の開催
⑴ 総会の開催 （年１回）
⑵ 常任委員会の開催（年２回）
⑶ 専門部会の開催 （年２回程度）

２ 各種計画の策定及び推進
⑴ 開催推進総合計画の進行管理
⑵ 各種基本計画及び実施要項の策定

３ 先催地の準備状況等の調査及び研究
⑴ わたＳＨＩＧＡ国スポ（滋賀県）の視察調査
ア 大会会期 令和７年 ９ 月 28 日（日）から 10 月８ 日（水）まで数日間
イ 視察競技及び会場
㋐ ボクシング 滋賀県東近江市
㋑ ハンドボール 滋賀県彦根市、近江八幡市

⑵ 青森県国スポリハーサル大会（青森県）の視察調査
【ハンドボール競技】 青森県青森市（ジャパンオープントーナメント）
大会会期 令和７年 ８ 月９日（土）から ８ 月 12 日（火）まで数日間

⑶ わたＳＨＩＧＡ国スポ（滋賀県）事業概要説明会
ア 開催日 令和７年 12 月
イ 会場 滋賀県東近江市、彦根市、近江八幡市

４ 関係機関及び関係団体との連絡調整

⑴ 県実行委員会との連絡調整

⑵ 関係競技団体及び共催自治体との連絡調整

⑶ 各種関係団体との連絡調整

５ 広報活動

⑴ 各種スポーツ大会やイベント等での啓発活動

⑵ ＰＲアンバサダーによる大会周知、啓発活動

⑶ ホームページ、ＳＮＳ、市広報等を活用した情報発信

⑷ 実行委員会特設ホームページ開設

６ 開催準備業務の推進

⑴ 競技団体との連絡調整会議

ア ボクシング

イ ハンドボール（幹事市 千曲市）

ウ リハーサル大会・本大会の日程調整

⑵ 中央競技団体による正規視察

ボクシング　　未定

ハンドボール　未定

第８２回国民スポーツ大会東御市準備委員会
令和７年度予算

【収入】

（単位：円）

科　目	予算額	備　　考
負担金	4,000,000	市負担金
諸収入	595	雑収入等
前年度繰越金	70,405	
合　計	**4,071,000**	

【支出】

（単位：円）

科　目		予算額	備　　考
総　務　費		**1,531,000**	
	会議費	60,000	郵便料等
	事務局費	971,000	横断幕、懸垂幕、消耗品等
	イベント費	500,000	講師謝礼、消耗品等
開催準備費		**2,540,000**	
	先催県調査費	840,000	先催市大会視察・調査費等
	広報・市民協働推進費	1,700,000	スタッフ被服、特設 HP 関係費等
合　計		**4,071,000**	

【議案第３号】

東御市準備委員会から東御市実行委員会への移行について（案）

１ 趣旨

令和７年７月 16 日付けで、公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣の連名による通知があり、第 82 回国民スポーツ大会の長野県開催が決定したことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、東御市準備委員会を改組し、東御市実行委員会を設置する。

２ 実行委員会の概要

⑴ 名称

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会

（名称選定理由）

長野県が公募により決定された愛称を県内各市町が統一して使用することで、市民にとって実行委員会が親しみやすく呼びやすいものになり、今後の活動がより円滑にできるため。

⑵ 組織、役員、委員等

東御市準備委員会総会、常任委員会及び各専門委員会組織及び、役員、委員、顧問及び参与は、それぞれ東御市実行委員会に引継ぐものとする。

⑶事業、会計

第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会令和７年度事業計画及び予算について、それぞれ東御市実行委員会に引継ぐものとする。

３ 会則等の改正

組織名称を変更することとともに、会則を改正する。また、これまでに決定された方針、計画及び関係諸規程については、「第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会」から「信州やまなみ国スポ東御市実行委員会」に読み替えるものとする

【参考】 国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

信州やまなみ国スポ~~第８２回国民スポーツ大会~~東御市実行~~準備~~委員会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、信州やまなみ国スポ~~第８２回国民スポーツ大会~~東御市実行~~準備~~委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、信州やまなみ国スポ~~第８２回国民スポーツ大会~~において、東御市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

⑴ 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。

⑵ 競技会の開催に係る準備に関すること。

⑶ 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。

⑷ 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。

⑸ 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

⑹ その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第２章　組織

（組織）

第４条　本会は、会長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

⑴ 東御市を代表する者

⑵ 東御市議会を代表する者

⑶ 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者

⑷ その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第５条　本会に次の各号に掲げる役員を置く。

⑴ 会長　　１名

⑵ 副会長　　10 名以内

⑶ 常任委員　　40 名以内

⑷ 監事　　２名

（役員の選任）

第６条　会長は、東御市長をもって充てる。

２　副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

３　常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第７項に掲げる事項を審議する。

４　監事は、本会の財務を監査する。

（任期等）

第８条　委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

３　会長は、前２項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

４　委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第９条　本会に、顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

４　参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

５　前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

６　顧問及び参与は、無報酬とする。

第３章　会議

（会議の種類）

第 10 条　本会に、次に掲げる会議を置く。

⑴ 総会

⑵ 常任委員会

⑶ 専門委員会

（総会）

第 11 条　総会は、会長及び委員等をもって構成する。

２　総会は、必要に応じて会長が招集する。

３　総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

４　総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

⑴ 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
⑵ 会則の制定及び改廃に関すること。
⑶ 事業計画及び事業報告に関すること。
⑷ 予算及び決算に関すること。
⑸ 常任委員会に委任する事項に関すること。
⑹ その他重要な事項に関すること。

５　総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

６　総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

７　会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

８　会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第 12 条　常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

２　委員長は、会長をもって充てる。

３　副委員長は、副会長をもって充てる。

４　常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

５　常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。

７　常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

⑴ 総会から委任された事項に関すること。
⑵ 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
⑶ 総会を招集するいとまのない緊急の事項に関すること。
⑷ その他委員長が必要と認める事項に関すること。

８　前条第５項、第６項及び第８項の規定は、常任委員会について準用する。

９　常任委員会は、第７項の規定により審議し、決定した事項及び次条第２項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第 13 条　専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

２　専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

３　前２項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会

に諮った上で、会長が別に定める。
４　第８条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第４章　会長の専決処分

（会長の専決処分）

第 14 条　会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

２　会長は、前項の規程により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第 15 条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　会計

（経費）

第 16 条　本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第 17 条　本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第 18 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日までとする。

２　本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　解散

（解散）

第 19 条　本会は、第２条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

２　本会が解散するときに有する残余財産は、東御市に帰属するものとする。

第８章　補則

（委任）

第 20 条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この会則は、令和６年３月 27 日から施行する。

附　則

１　この会則は、令和７年７月 30 日から施行する 。

２　この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与であるものは、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与にそれぞれ委嘱されたものとみなす。

３　この会則の施行の際、現に制定されている第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会関係規定中「第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会」とあるものは、「信州やまなみ国スポ東御市実行委員会」と読み替えるものとする。

第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会　委員･役員等

（順不同･敬称略）

≪ 東御市準備委員会　第2回総会 ≫

【会長1名】

No.	選出区分	所属機関･団体等名	役　職	氏　名
1	市関係	東御市	市長	花岡　利夫

【副会長4名】

No.	選出区分	所属機関･団体等名	役　職	氏　名
2	市議会関係	東御市議会	議長	山崎　康一
3	スポーツ関係	特定非営利活動法人東御市スポーツ協会	会長	加藤　行孝
4	市関係	東御市	副市長	掛川　卓男
5		東御市教育委員会	教育長	山口　千春

【常任委員30名】

No.	選出区分	所属機関･団体等名	役　職	氏　名
6	市議会関係	東御市議会	副議長	大塚　博文
7		東御市議会総務産業委員会	委員長	田中　信寿
8		東御市議会社会文教委員会	委員長	滝澤　栄一
9	県関係	上田警察署	署長	北原　研一
10	県競技団体	長野県ハンドボール協会	会長	矢島　富士雄
11		長野県ボクシング連盟	理事長	奥原　亨
12	スポーツ関係	東御市スポーツ推進委員	会長	三溝　和子
13	学校関係	東御市校長会	校長	小林　和彦
14		長野県東御清翔高等学校	学校長	倉石　仁志
15	産業･経済関係	東御市商工会	会長	坂口　晋一
16		東御市工業振興会	理事長	後藤　誠
17		信州うえだ農業協同組合東部地区事業部	部長	小林　文治
18		佐久浅間農業協同組合北御牧支所	支所長	比田井　忠明
19	輸送･交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥　明
20		一般社団法人長野県タクシー協会	会長	山谷　恭博
21	宿泊･観光･衛生関係	長野県旅館ホテル組合会観光誘客推進委員会	委員	大久保　寿幸
22		一般社団法人信州とうみ観光協会	会長	北沢　達
23	医療･保健関係	一般社団法人小県医師会	会長	丸山　和敏
24		東御市医人会(医科)	医科幹事	春原　久幸
25	社会団体関係	東御市区長会	区長	小西　哉
26		社会福祉法人東御市社会福祉協議会	会長	横山　好範
27	市関係	東御市総務部	部長	井上　祐一
28		東御市企画振興部	部長	中村　昌彦
29		東御市市民生活部	部長	小松　信子
30		東御市健康福祉部	部長	寺田　嘉彦
31		東御市産業経済部	部長	小林　幸司
32		東御市都市整備部	部長	山邉　修
33		東御市教育委員会事務局	教育次長	滝澤　嘉紀
34		東御市議会事務局	局長	織田　秀雄
35		東御市民病院	事務長	井出　政之

【監事2名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役　職	氏　名
36	金融関係	信州うえだ農業協同組合東部地区事業部	次長	小林　正樹
37	市関係	東御市（会計）	会計管理者	上原　代夫

【委員36名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役　職	氏　名
38	県関係	長野県上田地域振興局	局長	合津　俊雄
39		長野県上田保健福祉事務所	所長	加藤　浩康
40		長野県上田建設事務所	参事兼所長	片桐　剛
41	スポーツ関係	東御市スポーツ少年団	本部長	関　守行
42		一般社団法人とうみ湯の丸高原スポーツコミッション	事務局長	小菅　武志
43		一般社団法人Sany TOMI	理事長	渡邊　真也
44		リオデジャネイロオリンピック金メダリスト 元競泳選手		金藤　理絵
45		バンクーバーオリンピック代表 元スピードスケート選手		神津　志保美
46	学校関係	長野救命医療専門学校	教頭	山﨑　絵美子
47	産業・経済関係	東御市建設業協会	会長	木村　啓二
48		株式会社信州東御市振興公社	総務部長	滝澤　謙一郎
49	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社上田駅	駅長	矢彦沢　重行
50		しなの鉄道株式会社経営企画課	課長	守屋　芳典
51	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人長野県旅行業協会	副理事長	上原　道徳
52		上小食品衛生協会	会長	宮崎　晴美
53		東御市飲食店組合	組合長	中村　義晃
54		東御市食生活改善推進協議会	会長	竹村　洋子
55	医療・保健関係	一般社団法人上田小県歯科医師会	会長	中村　隆
56		東御市医人会（歯科）	歯科幹事	南里　熙
57		一般社団法人上田薬剤師会	常務理事	宮下　真郷
58		公益社団法人長野県看護協会上田支部	支部長	山本　理恵
59		川西赤十字病院	院長	酒井　龍一
60		東御市民病院	院長	岩橋　輝明
61		東御市立みまき温泉診療所	診療所長	齋藤　文護
62		公益財団法人身体教育医学研究所	研究部長	半田　秀一
63	警備・消防関係	上田交通安全協会東御部会	部会長	小山　誉洋
64		東御市交通指導員会	会長	宮下　秀男
65		東御市交通補導員	会長	藤森　典子
66		上田地域広域連合消防本部東御消防署	署長	楢原　美智彦
67		東御市消防団	団長	丸山　貴弘
68	社会団体関係	公益社団法人上田地域シルバー人材センター東御支所	支所長	日比　治
69		東御ライオンズクラブ	会長	成山　喜枝
70		東御市ボランティア連絡協議会	会長	阿部　貴代枝
71		東御市PTA連合会	会長	野中　祐二
72		緑のサポーター運営委員会	リーダー	渡辺　修
73		「みんなの健康×スポーツ」実行委員会	会長	岡田　真平

【顧問19名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役　職	氏　名
74	県議会関係	長野県議会	議員	佐藤　千枝
75	市議会関係	東御市議会	議員	長越　修一
76		東御市議会	議員	瀬田　智之
77		東御市議会	議員	髙木　真由美
78		東御市議会	議員	西山　福恵
79		東御市議会	議員	斉藤　哲
80		東御市議会	議員	村山　弘子
81		東御市議会	議員	市毛　真弓
82		東御市議会	議員	田中　博文
83		東御市議会	議員	窪田　俊介
84		東御市議会	議員	花岡　豊一
85		東御市議会	議員	大谷　真宙
86		東御市議会	議員	小林　祐一
87		東御市議会	議員	佐藤　裕太
88	市教育委員会関係	東御市教育委員会	教育長職務代理者	小林　経明
89		東御市教育委員会	委員	直井　良一
90		東御市教育委員会	委員	五十嵐　英美
91		東御市教育委員会	委員	小林　利佳
92		東御市教育委員会	委員	富岡　志津子

【参与5名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役　職	氏　名
93	報道関係	信濃毎日新聞上田支社	支社次長	菊池　毅
94		信州民報社	代表取締役社長	重原　君江
95		株式会社東信ジャーナル社	取締役	井出　ちよみ
96		株式会社上田ケーブルビジョン	代表取締役社長	母袋　卓郎
97		株式会社エフエムとうみ	代表取締役	堀内　和子

会長	1名
副会長	4名
常任委員	30名
監事	2名
委員	36名
顧問	19名
参与	5名
計	97名